

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【公開番号】特開2009-153782(P2009-153782A)

【公開日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2007-336392(P2007-336392)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/1455 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/14 3 2 2

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体を撮像するための撮像部と、

撮像部が撮像することにより得られた画像を解析して生体情報を取得するための解析部を備える装置本体と、

装置本体を生体に対して固定するための固定部と、

装置本体が生体に対して固定された状態で、生体に対する撮像部の位置を調整するための撮像部位置調整部と、を備え、

撮像部位置調整部は、一端において撮像部を保持し、他端において固定部又は装置本体に回転可能に接続されている非侵襲生体計測装置。

【請求項2】

撮像部を収容するための収容部をさらに備え、

収容部は、撮像部位置調整部を介して固定部または装置本体に接続されている請求項1に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項3】

撮像部を収容部内で回転させるための撮像部回転部をさらに備える請求項1に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項4】

撮像部により撮像された生体画像を表示する表示部をさらに備え、

撮像部による撮像に適した領域を示す指標が生体画像とともに表示部に表示され、又は表示部に生体画像が表示されるとともに撮像部による撮像に適した領域を示す指標部材が表示部の画面上に設けられている請求項1～3のいずれか一項に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項5】

装置本体は、表面側と背面側とを有し、

表示部は、装置本体の表面側に設けられており、

固定部は、装置本体の背面側に設けられている請求項1～4のいずれか一項に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項6】

固定部は、腕を挟持するための第1の固定部材と、第1の固定部材と所定の間隔をあけ

て配置された第2の固定部材とを備える請求項1～5のいずれか一項に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項7】

第2の固定部材は、装置本体に対して摺動可能に担持され、

第1の固定部材と第2の固定部材との間隔が調整可能であることを特徴とする請求項6に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項8】

第1の固定部材及び第2の固定部材のうち少なくとも一方は、互いに間隔が狭まる方向に付勢されている請求項7に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項9】

第1の固定部材及び第2の固定部材のうち少なくとも一方は、第1の固定部材と第2の固定部材とによって挟持された腕の離脱を防止するための離脱防止部材をさらに備える請求項6～8のいずれか一項に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項10】

撮像部による撮像に適した領域と撮像部の位置との位置関係を取得する位置関係取得手段と、位置関係取得手段によって取得された位置関係に基づいて、撮像部を移動すべき方向を示唆する示唆手段と、をさらに備える請求項1～9のいずれか一項に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項11】

位置関係取得手段は、所定期間毎に位置関係を取得し、示唆手段は、位置関係取得手段が位置関係を取得する毎に、撮像部を移動すべき方向を更新する請求項10に記載の非侵襲生体計測装置。

【請求項12】

位置関係取得手段による位置関係の取得を指示する取得指示手段をさらに備え、位置関係取得手段は、取得指示手段によって位置関係の取得が指示されると、位置関係を取得し、

示唆手段は、位置関係取得手段が位置関係を取得する毎に、撮像部を移動すべき方向を更新する請求項10に記載の非侵襲生体計測装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するため、本発明の第1の観点による非侵襲生体計測装置は、生体を撮像するための撮像部と、撮像部が撮像することにより得られた画像を解析して生体情報を取得するための解析部を備える装置本体と、装置本体を生体に対して固定するための固定部と、装置本体が生体に対して固定された状態で、生体に対する撮像部の位置を調整するための撮像部位置調整部と、を備え、撮像部位置調整部は、一端において撮像部を保持し、他端において固定部又は装置本体に回転可能に接続されていることを特徴とする。

このような構成とすることにより、非侵襲生体計測装置を腕に固定したのち、装置本体を移動させることなく、撮像部の位置を容易に調整することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、装置本体は、表面側と背面側とを有し、表示部は、装置本体の表面側に設けられており、固定部は、装置本体の背面側に設けられていることが好ましい。

このような構成とすることにより、使用者は、表示部の画面を見ながら撮像部の位置調整を行なうことができる。